

予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review）について

第2回死因究明等推進計画検証等推進会議

令和5年7月27日

資料7

概要

予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review 以下「CDR」という。）は、こどもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするもの。

政府の方針等

(1) 児童福祉法改正の附帯決議（衆議院）（H29.5.31）

虐待死の防止に資するよう、あらゆる子どもの死亡事例について死因を究明するチャイルド・デス・レビュー制度の導入を検討すること。

(2) 「新しい社会的養育のビジョン」骨子（H29.8.2）

CDRに関して、厚生労働科学研究（平成28～30年度）と併行し、実現のために省庁横断的に検討を進め、法的整備も含めた制度の在り方について検討を行い（平成31～32年度）、それに基づき実現を図る。

(3) 成育基本法（H30.12.8）

国及び地方公共団体は、成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報に関し、その収集、管理、活用等に関する体制の整備、データベースの整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(4) 死因究明等推進基本法（R1.6.6）

国は、この法律の施行後三年を目途として、死因究明等により得られた情報の一元的な集約及び管理を行う体制、子どもが死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の仕組み、あるべき死因究明等に関する施策に係る行政組織、法制度等の在り方その他のあるべき死因究明等に係る制度について検討を加えるものとする。

(5) 成育医療等基本方針（R3.2.9）（R5.3.22 変更）

こどもの死亡時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯、解剖結果等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的としたCDR（Child Death Review）について、予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業の実施等を通じ、その体制整備に必要な検討を進める。

(6) こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3.12.21）

こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死亡検証（チャイルド・デス・レビュー（CDR））の検討を進める。

(7) こどもの自殺対策緊急強化プラン（R5.6.2）

こどもの自殺の要因分析：警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施（自殺統計原票、救急搬送に関するデータ、CDRによる検証結果、学校の設置者等の協力を得て詳細調査の結果等も活用）

CDRに関連する取組

(1) 厚生労働科学研究費補助金（健やか次世代育成総合研究事業）

H28～30「突然の説明困難な小児死亡事例に関する登録・検証システムの確立に向けた実現可能性の検証に関する研究」

H31～R3「わが国の至適なチャイルドデスレビュー制度を確立するための研究」

R4～6「子どもの死を検証し予防に活かす包括的体制を確立するための研究」

(2) 予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業（令和2年度より予算事業実施）

体制整備に向けた検討材料とするため、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的実施。

(3) 予防のためのこどもの死亡検証体制整備事業（令和3年度より委託事業にて実施）

CDRモデル事業の結果に加え、既に存在する他の検証等の結果について、予防可能なこどもの死亡という観点から情報収集や広報等を行う。

予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業

【令和2年度創設】

目的

- 予防のためのこどもの死亡検証は、こどもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 今般、成育基本法や、死因究明等推進法の成立を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

内容

(1) 推進会議

医療機関、行政機関、警察等とこどもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による推進会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。

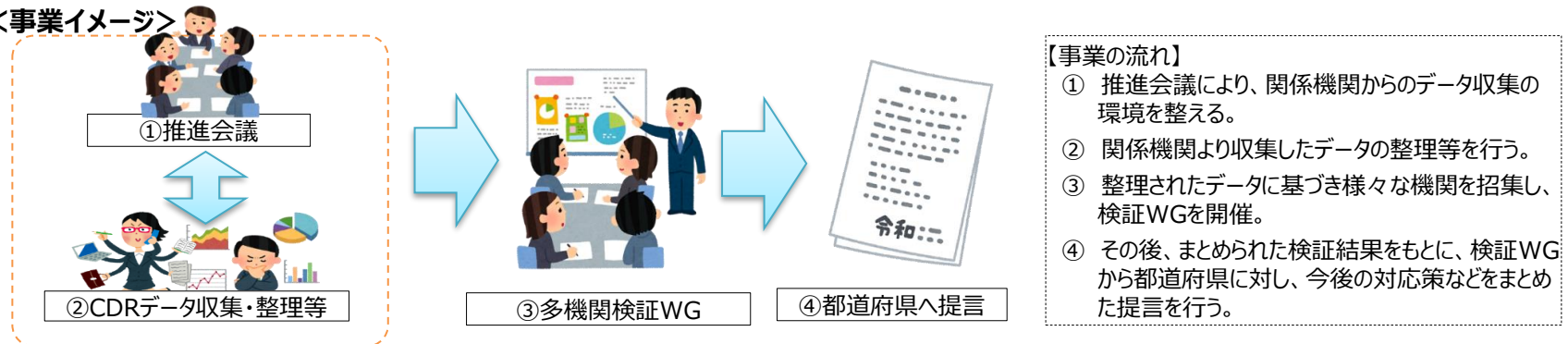
(2) 情報の収集・管理等

こどもの死亡に関する情報（医学的要因、社会的要因）を関係機関から収集し、標準化したフォーマット（死亡調査票）に記録。

(3) 多機関検証ワーキンググループ（政策提言委員会）

死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット（死亡検証結果表）に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

<事業イメージ>



実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 都道府県
- ◆ 補助率 : 国 10 / 10
- ◆ 補助単価案 : 年額 12,283,020円

事業実績

- ◆ 実施自治体数（変更交付決定ベース）
令和4年度：8自治体（群馬県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、香川県、北海道、福島県）

都道府県CDRモデル事業 実施体制イメージ

※赤太字・番号は、主な役割と流れ

都道府県知事

事務局
(都道府県担当部局)

【構成員】

医療関係職種のを1名以上含む都道府県職員

【役割】

- 検証を行う際の寄るべき基準の策定
- 情報の取扱いに関する指針の作成
- 死亡情報の収集・調査（死亡調査票、死亡台帳の作成）
- 提言の公表 等



調査

1

- **提言作成・検証の依頼**
- 情報提供への協力依頼 等

3

- **死亡情報の提供** 等

地域

【構成】

医療機関、教育機関、警察 等

【役割】

- 検証・情報収集への協力
- 医療機関向けの死亡調査票基本票の作成 等



情報提供

4

- **死亡台帳の提供** 等

- **提言**
- 提言のフォローアップ 等

6

2

- **情報提供への協力依頼** 等

【構成員】

県内の大学医学部の小児科学教室・法医学教室等に所属する小児医療・法医学等の知見を有する者や、小児救命救急医療を提供する主な病院（三次救命救急、小児救急医療拠点病院、小児集中治療室（PICU）を有する病院等）・医師会・児童相談所・教育（教育委員会等）・保育（子ども・子育て支援担当等）・警察（検視部門、生活安全部門等）・消防（救急業務担当等）・保健所等の関係機関の代表者 等

【役割】

- 各機関への情報提供の依頼
- 検証方針への助言
- 今後の方針の検討
- 死亡検証結果票、提言案の審議
- 知事への提言の発出



提言

- **死亡検証結果票の提供**
- **提言案の提供** 等

5

多機関検証WG

【構成員】

小児医療・法医学等の医療の専門家や、児童福祉・教育・保育・警察（検視）等の専門家 等

【役割】

- 検証対象の選定
- 検証の実施（個別検証及び概観検証）
- 死亡検証結果票の作成
- 提言案の作成



検証

推進会議

予防のためのこどもの死亡検証体制整備事業

【令和3年度創設】

目的

- こども虐待による死亡事例等の検証（こども家庭庁）や消費生活用製品に係る重大製品事故（消費者庁）等の死亡に関する検証結果について、予防可能なこどもの死亡という観点から情報収集を行うとともに、データベース化を図る。
- 国民に予防可能な死があることを認知いただくとともに、予防のためのこどもの死亡検証結果管理運営事業によりまとめられた具体的な予防策についての周知及び医療、保健、教育等の分野が連携したこどもの死の予防に取り組んでいただくよう広報啓発を行うことを目的とする。

内容

1. CDRプラットフォーム事業

(1) 情報の収集・管理

「予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業」において実施されたCDRの結果に加え、既に存在する虐待事例検証や製品安全に関する検証等の事故死亡に関する検証の結果について、予防可能なこどもの死亡という観点から情報収集を行う。

(2) CDRポータルサイトの運用

(1) で収集・管理した予防可能なこどもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすい形に管理したプラットフォームを整備し、検索をしたい際に有用なポータルサイトの運用を行う。

(3) 都道府県への技術的支援

CDRにおける検証の標準化を図るため、都道府県間の情報共有のための会議の運営を行うとともに、各都道府県に対し、検証体制整備に関する技術的助言を行う。

2. 予防可能なこどもの死亡事故に関する広報啓発事業

(1) ウェブ広告

ウェブ広告や動画サイト等のCM枠を活用して、予防可能なこどもの死亡事故についての予防策を普及・啓発する。

(2) テレビでのPR

乳幼児を抱える親が子どもと一緒にみる番組とタイアップしての予防可能なこどもの死亡事故の予防について普及・啓発する。

(3) シンポジウムの開催

子どもを事故で亡くした遺族の方や、CDRに取り組みまれてきた研究者の方を集めてのシンポジウムを年に一回開催し、国民に予防可能なこどもの死亡事故の予防について普及・啓発する。

実施主体・補助率

- ◆ 実施主体 : 民間団体（公募により決定）
- ◆ 補助率 : 定額

予防のためのこどもの死亡検証に関する広報啓発事業

目的：ひろくCDRについて普及啓発するとともに、CDRモデル事業や、他省庁で行われた検証によって導き出された予防策についての周知。（令和4年度創設）

実施内容

特設サイト



シンポジウム



予防策の一覧



- 特設サイトには、シンポジウムの内容や、予防策の一覧の他、CDRの解説動画や「こどもの睡眠中に気をつけたいこと」「溺水事故から子どもを守る」の動画等を掲載。